

TERP32-20

ASNITE 公表用文書

# ASNITE 試験方法区分一覧

(第 20 版)

2020 年 mm 月 dd 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

## ASNITE 試験方法区分一覧

製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE)における試験事業に係る試験方法の区分は、次の分類に従い、表 1、表 1 の 2、表 2、表 3、表 4、表 5、表 6 及び表 7 に定める。

- 分類 1 法令に基づく試験方法の区分(表 1 及び表 1 の 2)
- 分類 2 JNLA 試験方法区分を準用する試験方法の区分(表 2)
- 分類 3 OIML 製品認証に係る製品試験の区分(表 3)
- 分類 4 米国 EPA エネルギースタープログラムに係る試験方法の区分(表 4)
- 分類 5 系統連系規格の試験方法の区分(表 5)
- 分類 6 EHEDG 認証スキームに係る試験方法の区分(表 6)
- 分類 7 IECEx 機器認証スキームに係る試験方法の区分(表 7)

表 1 特定計量器検定検査規則に基づく電力量計等に係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する電氣的性能の試験	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定める電氣的性能の試験方法
	電力量計及び無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1211-2、JIS C 1216-2 又は JIS C 1263-2 に定める電氣的性能の試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する機械的性能の試験	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定める機械的性能の試験方法
	電力量計及び無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1211-2、JIS C 1216-2 又は JIS C 1263-2 に定める機械的性能の試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する電流コイル及び端子の温度上昇試験	電力量計及び無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1211-2、JIS C 1216-2 又は JIS C 1263-2 に定める電流コイル及び端子の温度上昇試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する絶縁性能の試験	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定める絶縁性能の試験方法
	電力量計及び無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1211-2、JIS C 1216-2 又は JIS C 1263-2 に定める絶縁性能の試験方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する耐候性の試験	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定める耐候性の試験方法
	電力量計及び無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1211-2、JIS C 1216-2 又は JIS C 1263-2 に定める耐候性の試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する材質の試験	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定める材質の試験方法
	電力量計及び無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1211-2、JIS C 1216-2 又は JIS C 1263-2 に定める材質の試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する検定の方法 (個々に定める性能)	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 の附属書 A の A.1c) に定める試験方法
	電力量計及び無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1211-2 の附属書 A の A.1c)、JIS C 1216-2 の附属書 A の A.1c) 又は JIS C 1263-2 の附属書 A の A.1b) に定める試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 706 条又は第 750 条で規定する検定の方法 (器差検定の方法)	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 706 条で規定する JIS C 1283-2 の附属書 A の A.2 に定める試験方法
	電力量計及び無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 750 条で規定する JIS C 1211-2 の附属書 A の A.2、JIS C 1216-2 の附属書 A の A.2 又は JIS C 1263-2 の附属書 A の A.2 に定める試験方法

表 1 の 2 計量法第 71 条第 1 項第一号の技術上の基準に係る  
非自動はかりの試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
計量性能試験	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 183 条で規定する JIS B 7611-2 附属書 A の A.4、A.5(A.5.4 を除く)、A.6、附

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
		属書 B の B.2 及び B.4 に定める計量性能の試験方法
電磁環境における性能試験	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 183 条で規定する JIS B 7611-2 附属書 A の A.5.4 及び附属書 B の B.3 に定める電磁環境における性能の試験方法
表記及び機能確認試験(ソフトウェアも含む)	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 118 条及び第 127 条で規定する JIS B 7611-2 に定める表記事項及び機能確認の試験方法(「特定計量器の型式承認申請のための試験結果の証明書添付にあたっての必要事項(非自動はかり)<ASNITE 試験事業者向け>(NMIJ-G01-NW)」様式 1 を参照し、該当する JIS B7611-2 の適用箇条ごとに記載された試験方法又は目視による試験方法)

表 2 JNLA 試験方法区分を準用する試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
絶縁試験	太陽電池	IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61646 IEC 61730-2 に規定する絶縁試験方法
外観・構造試験	太陽電池	IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61646 IEC 61730-2 に規定する外観・構造試験方法
エアコン能力試験	エアコン	ISO 5151 に規定するエアコン能力試験方法
耐久性・耐食性試験	太陽電池	IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61345 IEC 61646 に規定する耐久性・耐食性試験方法
	電池類	IEC 61951-1 IEC 61951-2 IEC 61959 IEC 62133 IEC 62133-1 IEC 62133-2 韓国 電気用品安全管理法 電気用品安

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
		全基準 KC62133 (KC62133 制定までは K62133 とする) に規定する耐久性・耐食性試験方法
	電気製品	IEC 60068-2-6 に規定する耐久性・耐食性試験方法
機械的強度試験	太陽電池	IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61646 IEC 61730-2 に規定する機械的強度試験方法
	電池類	IEC 61951-1 IEC 61951-2 IEC 61959 IEC 62133 IEC 62133-1 IEC 62133-2 韓国 電気用品安全管理法 電気用品安全基準 KC62133 (KC62133 制定までは K62133 とする) に規定する機械的強度試験方法
	電気製品	IEC 60068-2-31 に規定する機械的強度試験方法
電気・電子難燃性等試験	太陽電池	IEC 61730-2 に規定する電気・電子難燃性等試験方法
温度試験	太陽電池	IEC 61730-2 に規定する温度試験方法
電池類電氣的特性試験	電池類	IEC 61951-1 IEC 61951-2 IEC 61960 IEC 61960-3 に規定する電池類電氣的特性試験方法
電池類安全性試験	電池類	IEC 61951-1 IEC 61951-2 IEC 62133 IEC 62133-1 IEC 62133-2 韓国 電気用品安全管理法 電気用品安全基準 KC62133 (KC62133 制定までは K62133 とする) に規定する電池類安全性試験方法
太陽電池特性試験	太陽電池	IEC 60904-1 IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61646 に規定する太陽電池特性試験方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
電気応用機器電气的特性試験	冷蔵冷凍製品	IEC 62552-3 に規定する電気応用機器電气的特性試験方法

※ 表 2 の区分の ASNITE 認定申請は、その申請区分に対応する JNLA 試験方法区分の JNLA 登録を受けている場合に限り申請を受け付けるものとする。  
その申請区分に対応する JNLA 試験方法区分の JNLA 登録を受けていない場合は、ASNITE 認定申請と対応する区分の JNLA 登録申請が同時に行われた場合に申請を受け付けるものとする。

表 3 OIML 製品認証に係る製品試験の区分

製品試験の区分	試験対象	試験方法(関連文書)
OIML 分野－非自動はかり	非自動はかり	OIML R 76
OIML 分野－ロードセル	ロードセル	OIML R 60
OIML 分野－水以外の液体	水以外の液体用 動的計量システム	OIML R 117

表 4 米国 EPA エネルギースタープログラムに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
エネルギースター ディスプレイ試験	ディスプレイ	EPA 基準文書: ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Displays
エネルギースター 画像機器試験	画像機器	EPA 基準文書: ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Imaging Equipment
エネルギースター 照明器具試験	照明器具	EPA 基準文書: ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Luminaires (Light Fixtures) (IES LM-80)
エネルギースター テレビ試験	テレビ	EPA 基準文書: ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Televisions
エネルギースター コンピュータ試験	コンピュータ	EPA 基準文書: ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Computers
エネルギースター コンピュータサーバー試験	コンピュータサーバー	EPA 基準文書: ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Computer Servers

※米国 EPA (United States Environmental Protection Agency: アメリカ合衆国環境保護庁) がエネルギースタープログラムの試験結果として受け入れられる試験方法は、それぞれの EPA 基準文書の最新版である。ただし、米国 EPA が旧試験方法の移行期間を定めている場合を除く。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

表 5 系統連系規格の試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
系統連系における 電気品質試験	パワーコンディ ショナー	タイ PEA B.E.2551(2008) <sup>※1</sup> 4.1, 4.2 及び 4.3 タイ PEA B.E.2559(2016) <sup>※1</sup> Attachment 6 3.1, 3.2 及び 3.3 タイ MEA Grid-connected Inverter Regulation(2015) <sup>※2</sup> 4.3.1, 4.3.2 及び 4.3.3
系統連系における 電力システム安定化試験	パワーコンディ ショナー	タイ PEA B.E.2551(2008) <sup>※1</sup> 4.4 及び 4.5 タイ PEA B.E.2559(2016) <sup>※1</sup> Attachment 6 3.4 及び 3.5
系統連系における 系統擾乱時の運転継続機 能に係る試験	パワーコンディ ショナー	タイ PEA B.E.2551(2008) <sup>※1</sup> 4.6 タイ PEA B.E.2559(2016) <sup>※1</sup> Attachment 6 3.6
系統連系における 系統異常時の動作試験	パワーコンディ ショナー	タイ PEA B.E.2551(2008) <sup>※1</sup> 4.7, 4.8, 4.9 及 び 4.10 タイ PEA B.E.2559(2016) <sup>※1</sup> Attachment 6 3.7, 3.8, 3.9 及び 3.10 タイ MEA Grid-connected Inverter Regulation(2015) <sup>※2</sup> 4.3.4, 4.3.5, 4.3.6 及び 4.3.7 IEC 62116 6 及び Annex B
系統連系における 効率試験	パワーコンディ ショナー	EN 50530 4, 5, Annex D, Annex E 及び Annex F

※1 タイ PEA (Provincial Electricity Authority : タイ地方配電公社) が公表している試験方法。

・タイ PEA B.E.2551(2008): Electricity Grid System Connection Requirement of Provincial Electricity Authority

・タイ PEA B.E.2559(2016): Provincial Electricity Authority on Requirement of Power Network System Interconnection Code

※2 タイ MEA (Metropolitan Electricity Authority : タイ首都圏配電公社) が公表している Grid-connected Inverter Regulation の試験方法。

表 6 EHEDG 認証スキームに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
食品加工装置の定置洗浄 適性	食品加工装置	EHEDG Document No.2, A method for the assessment of in-place cleanability of food processing equipment (EHEDG 文書 No.2: 食品加工装置の定置洗浄適性の評 価方法)

表 7 IECEx 機器認証スキームに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
耐圧防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-1
内圧防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-2
油入防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-6
安全増防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-7
本質安全防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-11
非点火防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-15
樹脂充てん防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-18
本質安全電気システム	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-25, IEC 60079-11
機器保護レベル(EPL) Ga	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-26
光放射防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-28
容器による粉じん防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-31
電気抵抗トレース加熱	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC/IEEE 60079- 30-1, IEC 60079-7
可燃性粉塵用の保護レベル Dc(防爆)集塵機および掃除機	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC62784

※表 7 の試験方法規格については、最新版又はそのひとつ前の版のどちらかを選択できる。  
但し、IECEx Test Report の改版 (Issue up) 及び Unit verification については任意の旧版を選択できる。(Unit verification: 試験を実施した機器現物を認証するもの)



附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 3 月 2 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 8 月 6 日から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 8 月 31 日から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 12 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 7 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 11 月 7 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 9 月 22 日から施行し、10 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、平成 30 年 9 月 6 日から施行する。

附則

この規程は、2019 年 3 月 4 日から施行する。

附則

この規程は、2020 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この規程は、2020 年 月 日から施行する。

ASNITE 試験方法区分一覧 第 20 版  
改正のポイント

【改正内容】

◆表 3 OIML 製品認証に係る製品試験の区分に、水以外の液体を追加。

内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。